

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 時間外対応加算 1
- 有床診療所入院基本料
- 運動器リハビリテーション料(II)
- 麻酔管理料 (I)
- 酸素の購入単価
- 入院医療に係る特別の療養環境の提供

(入療養提供) 第 600 号 徴収開始年月日：平成 14 年 4 月 1 日

区分	病床数	徴収金額
01:個室	1	1,500
01:個室	2	3,000
02:2人室	2	3,000
04:4人室	4	
05:5人室以上	10	
全許可病床数	19 床	費用徴収病床数 5 床 割合 26.3%

(2024 年 11 月 1 日時点)